

旅費細則を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

日本司法支援センター
理事長 丸 島 俊 介

旅費細則

日本司法支援センターは、日本司法支援センター旅費規程（平成18年規程第19号）第 3 条第 3 項及び第 6 条の規定に基づき、並びに同規程を実施するため、この細則を制定する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 旅費の種目及び内容
 - 第 1 節 通則（第 3 条）
 - 第 2 節 交通費（第 4 条―第 7 条）
 - 第 3 節 宿泊費等（第 8 条―第 10 条）
 - 第 4 節 転居費等（第 11 条―第 13 条）
- 第 3 章 雑則（第 14 条―第 15 条）
- 附則

第 1 章 総則

（定義）

第 1 条 この細則において、「役職員」、「内国旅行」、「出張」、「赴任」とは、それぞれ旅費規程（平成18年規程第19号。以下「旅費規程」という。）第 1 条、第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する「役職員」、「内国旅行」、「出張」、「赴任」をいう。

2 この細則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職務の級 この細則において「何級の職務」という場合には、職員給与規程（平成18年規程第 4 号）第 5 条に規定する別表第 1 による当該級の職務（別表第 2 の適用を受ける者その他別表第 1 の適用を受けない者については別に定める。）とする。
- (2) 家族 内国旅行にあつては役職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

（旅費規程第 3 条に規定する旅費細則で定める場合等）

第 2 条 旅費規程第 3 条第 3 項に規定する旅費細則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 旅費規程第3条第1項の規定により旅費の支給を受けることができる役職員が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。
- (2) 旅費規程第3条第1項の規定により旅費の支給を受けることができる役職員がその家族の旅行について第11条、第13条第1項に基づく旅費の支給を受けられる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

第2章 旅費の種目及び内容

第1節 通則

(旅費規程第6条に規定する旅費細則で定める種目及び内容)

第3条 旅費規程第6条に規定する旅費細則で定める種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

第2節 交通費

(鉄道賃)

第4条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法第1条第1項に規定する軌道、その他旅費事務取扱要領（令和7年細則第6号。以下「取扱要領」という。）で定めるものをいう。第7条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次の各号に規定する費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に規定する運賃に加えて別に支払うものであって、用務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

(船賃)

第5条 船賃は、船舶（海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、その他取扱要領で定めるものをいう。次項及び第7条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次の各号に規定する費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に規定する運賃に加えて別に支払うものであって、用務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（取扱要領別表第1に掲げる理事長、理事、監事等に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に規定する運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（取扱要領別表第1に掲げる理事長、理事、監事等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第6条 航空賃は、航空機（航空法第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、その他取扱要領で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次の各号に規定する費用（第2号及び第3号までに掲げる費用は、第1号に規定する運賃に加えて別に支払うものであって、用務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に規定する運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最下級の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第7条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次の各号に規定する費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、用務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運行を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定にする自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

第3節 宿泊費等

（宿泊費）

第8条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して取扱要領で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。

（包括宿泊費）

第9条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第10条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して取扱要領で定める1夜当たりの定額とする。

第4節 転居費等

(転居費)

第11条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第13条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して取扱要領で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第12条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第13条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
 - (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算出した額
- 2 旅行命令権者は、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第3章 雑則

(旅費の支給額の上限)

第14条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第4条各号、第5条第1項各号、第6条第1項各号及び第7条各号に掲げる各費用について、当該各条及び旅費規程第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用のいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第8条、第9条、第11条、第12条及び第13条並びに旅費規程第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目のいずれか少ない額を合計した額とする。

(取扱要領への委任)

第15条 この細則に定めるもののほか、旅費の種目及び内容に係る細則その他この細則の実施のため必要な事項は、取扱要領で定める。

附 則（日本司法支援センター令和7年細則第5号）
この細則は、令和7年4月1日から施行する。